

令和8年3月24日

令和8年度における公共工事の入札・契約制度について

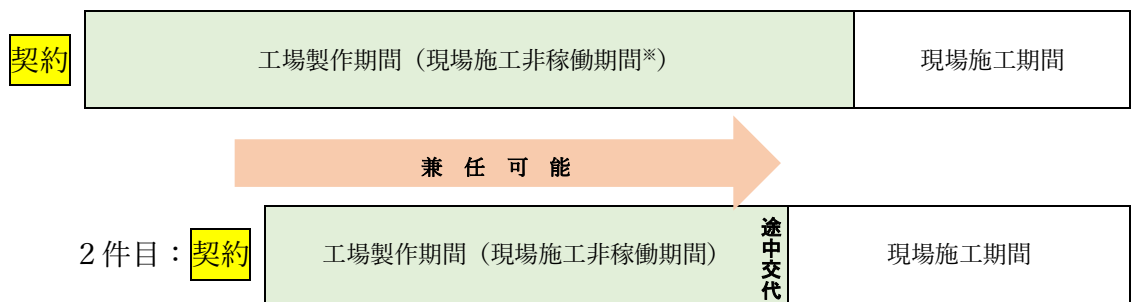
1 配置技術者・現場代理人の要件緩和

配置技術者の交代に関する本市「入札契約に関する共通事項」の改正と現場代理人の常駐義務緩和に関する措置の拡大を行いました。

(1) 配置技術者について

ア 工場製作期間の兼任明確化

工場製作期間における配置技術者の兼任を可能とする条件を明示しました。



※「現場施工非稼働期間」には、施工計画作成、現地踏査、事前測量の作業を含みます。現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等は現場施工期間に含まれるため、兼任可能となる作業には含みません。

イ 出産、育児、介護休業取得に係る途中交代要件の緩和

復職時に、休職前に従事していた工事に再配置できる規定を新設しました。

実施時期：令和7年10月7日以降に公告を行う案件から実施しました。

詳細については、次のお知らせをご参照ください。

「技術者の専任等に係る取扱いの変更について（お知らせ）」

【URL】

<https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20251001kyoutsuujikoukaisei.pdf>

(2) 現場代理人について

監督課同一要件を廃止し、区や局をまたいだ兼任を可能としました。

実施時期：令和8年3月10日以降に契約の申込みの誘引（公告、指名通知又は見積依頼）を行う案件から実施しました。

詳細については、次のお知らせをご参照ください。

「現場代理人の常駐義務緩和措置について（お知らせ）」

【URL】

<https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20260227genbadairinin.pdf>

(次ページあり)

2 建築・設備系工事の不調対策

不調発生率の高い状況での暫定的な措置として、入札参加資格の拡大等を行います。

(1) 共同企業体（JV）対象工事における混合入札の拡大

単体企業でも応札可能な混合入札の金額帯を拡大します。

工種	JV対象金額	うち、混合入札の対象とする金額帯	
		<変更前>	<変更後>
建築	7億円以上	7億円以上 12億円未満	7億円以上 14億円未満
電気	2億円以上	2億円以上 4億円未満	2億円以上 8億円未満
管	2億円以上	2億円以上 4億円未満	2億円以上 8億円未満

実施時期：令和8年3月25日以降に公告を行う案件から実施します。

(2) 複数等級の設定

一定の金額帯において予定価格（税込）に対応する格付等級を、複数設定します。（なお、不調対策で案件ごと個別に複数設定する場合があります。）

工種	予定価格（税込）	格付等級
建築	2億円以上	A
	1億2,000万円以上 2億円未満	A又はB
	5,000万円以上 1億2,000万円未満	B
	2,500万円以上 5,000万円未満	B又はC
電気	2,500万円未満	C
	5,000万円以上	A
	2,500万円以上 5,000万円未満	A又はB
管	2,500万円未満	B
	5,000万円以上	A
	2,500万円以上 5,000万円未満	A又はB
	2,500万円未満	B

実施時期：令和8年3月25日以降に契約の申込みの誘引（公告又は指名通知）を行う案件から実施します。

(3) 不調再発注時の予定価格の事前公表

再度の不調リスクを減らすため、不調再発注時の予定価格の事前公表を試行します。

建築・電気・管工事に限った試行のため、予定価格が公表されているかどうかは、入札公告の発注情報詳細画面においてご確認ください。

(4) 再度入札の実施

再度入札については、原則2億円以上を試行対象としていましたが、不調対策として対象を拡大して実施します。（原則、建築工事は予定価格（税込み）1億円以上、電気・管工事は予定価格（税込み）5,000万円以上の工事。）

試行のため、再度入札の対象案件であるかどうかは、入札公告の発注情報詳細画面においてご確認ください。

(次ページあり)

3 インセンティブ発注方式に関する見直し

法務省横浜保護観察所に登録された協力雇用主をインセンティブ発注の対象とします。発注にあたっては、横浜型地域貢献企業と合わせて設定します。

公告の記載

次のア、イ又はウのいずれかであること。

ア 横浜型地域貢献企業であること。

イ 横浜保護観察所に登録された協力雇用主であること。

ウ 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間の最新月に完成した工種「〇〇」に係る工事成績が〇〇点以上の者であること。

なお、不調対策のため、建築・電気・管工事は、主観点、地域貢献のインセンティブ設定を一時休止します。

実施時期：令和8年3月25日以降に公告を行う案件から実施します。

※ インセンティブ発注の詳細については、次のホームページをご参照ください。

【URL】

https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/tetsuduki/tetsuduki/seido_inse.html

4 総合評価落札方式対象工事への電子くじ導入について

これまで、総合評価落札方式対象工事において最も高い評価値の者が2者以上いる場合には紙くじを実施してきましたが、今後は電子くじにより落札予定者を決定します。

今後は、従来の総合評価以外の案件と同様にシステム上でくじが行われるため、御来庁いただく必要はございません。

なお、電子くじによる決定方法は、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）に定めるとおりです。

実施時期：令和8年3月25日以降に公告を行う総合評価落札方式案件から実施します。

【関係規定】

- ・ 横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）
- ・ 横浜市請負工事等総合評価落札方式実施要綱

5 隣接施工の廃止

横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第25条第1項第7号に定める「隣接施工」を廃止します。

実施時期：令和8年3月25日以降に公告を行う案件から実施します。

(次ページあり)

6 入契法改正による工事費内訳書への記載内容変更について

令和6年6月改正「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（令和7年12月施行）により、建設業者は公共工事の入札に係る申込みの際に、材料費及び労務費等を記載した工事費内訳書の提出が必要となりました。

これに伴い、横浜市発注工事の入札時に提出する工事費内訳書の取扱いについても変更します。

実施時期：令和8年4月1日以降に契約の申込みの誘引（公告及び指名通知）を行う案件から適用します。

詳細については、次のお知らせをご参照ください。

「【重要】入契法改正による工事費内訳書への記載内容変更について」

【URL】

<https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20260318nyuukeihoukaisei-kouji-tobira.pdf>

7 労務費ダンピング調査の実施

低入札価格調査制度適用工事を対象に、落札予定者の入札時工事費内訳書に記載された直接工事費（労務費だけでなく材料費等も含めた合計額）を確認し、本市が定めた一定水準額を下回る場合には書類の提出を求める労務費ダンピング調査を行います。

実施時期：令和8年4月1日以降に公告を行う低入札価格調査制度適用案件から実施します。

詳細については、次のお知らせをご参照ください。

「労務費ダンピング調査の実施について」

【URL】

<https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20260318roumuhideanpinguchou-sa-kouji-tobira.pdf>

8 低入札価格調査制度について

(1) 低入札価格調査資料の提出期限について

低入札価格調査資料提出期限について、これまでは『原則「落札候補（予定）者通知書」送付日の翌々開庁日』としてきましたが、5開庁日以内までに緩和を行います。

低入札価格調査の対象となった場合には、従来通り契約第一課から連絡し、提出期限の日時をお伝えします。

(2) 低入札価格調査資料の提出方法について

低入札価格調査資料及び低入札事後コスト調査について、これまでは紙での提出（3部）を求めてきましたが、今後は電子メールでも提出できるように変更します。

（次ページあり）

実施時期：令和8年3月25日以降に公告を行う案件から適用します。

関連本市ホームページ：ヨコハマ・入札のとびら「低入札価格調査制度の取扱いについて」

【URL】

<https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/tetsuduki/tetsuduki/teinyuukizyunn2016.htm>

9 工事請負契約約款、工事請負契約約款（設計・施工一括）、製造請負契約約款の改正について

主な改正概要は次のとおりです。（※下の括弧内約款条文は工事請負契約約款のものであります。）

（1）公共工事標準請負約款の改正に伴い、本市約款に次の内容を追加します。

ア 他の機関が発注した工事と施工上密接に関連する場合の調整（約款第2条第2項）

イ 請負代金額の変更等の協議不調の場合における不利益取扱いの禁止（約款第24条第3項、第25条第3項、第26条第9項）

ウ 中間前払金の使途（約款第37条第2項）

（2）国・自治体間の「工事書類の簡素化・統一化」に伴う工事着手届出書の廃止（第3条）

実施時期：令和8年3月25日以降に契約の申込みの誘引（公告、指名通知及び見積依頼）を行う案件から適用します。

工事請負契約約款及び製造請負契約約款の改正版につきましては、本市ホームページ・ヨコハマ・入札のとびらに掲載します。

【URL】 <https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei.html>

10 地域建設業経営強化融資制度の取扱期間の延長について

本市では、融資を希望する中小・中堅元請建設事業者が、横浜市から承諾を得て、工事請負代金債権を専門の事業者に対して譲渡し、工事請負代金債権を担保に融資を受けることができる地域建設業経営強化融資制度を実施しています。これまで本制度は令和8年3月末日までの措置としていましたが、この度国土交通省における同制度期間延長に伴い、本市においても期間を延長します。

取扱期間：令和13年3月末日までの措置として実施します。

11 総合評価落札方式に関する制度変更について

（1）評価項目「ASPの活用」の適用廃止

令和8年度から全ての工事をASP適用工事として発注することから、適用を廃止します。

（次ページあり）

(2) 総合評価落札方式の評価における配置予定技術者の変更条件の明確化

働き方改革の推進を図るため、総合評価落札方式の技術提案から配置予定技術者を変更する場合について、以下のいずれかに該当するときは、ペナルティの対象としないものとします。

- ア 入札時の技術提案と同条件の技術者へ変更した場合
- イ 入札契約に関する共通事項に記載の技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合
- ウ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合であって、かつ1年以上の期間連続して技術者として従事している場合

実施時期：令和8年3月25日以降に公告を行う総合評価落札方式案件から実施します。

総合評価落札方式の詳細については、次のホームページをご参照ください。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sougouhyouka.html>

担当：(1～3、5について)	財政局契約第一課 電話 045-671-2244、2228
(4、6～10について)	財政局契約第一課 電話 045-671-2246
(11について)	財政局公共事業調整課 電話 045-671-4084

【注意】 機構改革に伴う所属名の読み替えについて

令和8年4月1日付の機構改革に伴い、次のとおり所属名を読み替えてください。

読み替え前： 財政局 契約部 契約第一課

読み替え後： 総務局 契約部 契約第一課

読み替え前： 財政局 ファシリティマネジメント推進部 公共事業調整課

読み替え後： 都市整備局 市街地整備部 公共事業調整課